

指定居宅介護支援事業者の指定の全部の効力の停止について

令和2年6月30日（火）

熊取町 健康福祉部 広域福祉課 介護事業者担当 辻・古家 電 話 072-493-2023 F A X 072-462-7780

標記について、介護保険法の規定により、下記の指定居宅介護支援事業者の指定の全部の効力の停止をしましたのでお知らせします。

記

1 指定の全部の効力の停止対象事業者

- (1) 法人名 株式会社ウェルネス
- (2) 代表者 代表取締役 円市 正人（えんいち まさと）
- (3) 所在地 大阪府泉佐野市中庄1083番地の5

2 事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 ケアプランセンター宮（居宅介護支援）
- (2) 申請所在地 大阪府泉南郡熊取町七山三丁目1200番地3
- (3) 指定年月日 平成29年7月1日
- (4) 介護保険事業者番号 2771201486

3 停止する指定の効力

指定の全部の効力の停止3か月間
（令和2年6月30日から令和2年9月29日）

4 指定の全部の効力の停止の理由

①不正請求

【介護保険法第84条第1項第6号】

特定事業所加算（Ⅲ）の算定にあたっては専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員2名の人員配置を要するが、そのうち1名は同法人の運営する有料老人ホームの業務に従事していたにも関わらず、平成31年1月15日に特定事業所加算（Ⅲ）の基準に適合しているものとして届出を行い、平成31年2月から平成31年4月までの期間に利用者65名に対し特定事業所加算（Ⅲ）の指定居宅介護サービス計画費を不正に請求し、受領した。

特定事業所加算（Ⅱ）の算定にあたっては専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員3名の人員配置を要するが、そのうち1名は同法人の運営する有料老人ホームの業務に従事していたにも関わらず、平成31年4月8日に特定事業所加算（Ⅱ）の基準に適合しているものとして届出を行い、令和元年5月から令和元年11月までの期間に利用者121名に対し特定事業所加算（Ⅱ）にかかる特定事業所加算（Ⅲ）分を超える部分の指定居宅介護サービス計画費を不正に請求し、受領した。

5 事業者に対する経済上の措置

経済上の措置として、介護給付費を支給した市町に対し、平成31年2月から令和元年11月まで不正に請求し、受け取った介護給付費1,135,780円を返還させるほか、返還させる額に100分の40を乗じて得た額（介護保険法第22条第3項）を加算して支払わせる。